



日独労働問題共同セミナー

徳山 重次

はじめに

1995年9月27日・28日、大阪では初めて本格的に取り組んだ「日独労働問題共同セミナー／変わりゆく労働…日本・ドイツ・EU」が開催された。「セミナー」は、93年5月25日大阪で結成をした「日本・ドイツ労働者市民友好の会」が主催し「関西ドイツ文化センター〈ゲインケルマイヤー館長〉」にも加っていただき、さらに大阪労連、各単産、民法協などにも協力を得た。本稿ではその一部しかお伝えすることができないが、全国の労働組合幹部をはじめ関係者のみなさんの活動の一助になれば幸いである。

まず、今回の開催に至る経過は、1991年11月愛知労働問題研究所のみなさんの訪独、ブレーメン大学の教授・スタッフの協力で「ドイツの労働と生活調査」の交流をされたことから始まり、翌92年9月20日・21日には、その時のメンバーを日本に招聘され、名古屋で開いた「日本・ドイツ労働問題共同セミナー」が第1回というべきもので、続いて、大阪で「日独友好の会・結成準備会」によって9月24日・25日に「労働組合幹部と懇談・講演の夕べ」が開かれた。そして、93年には、大阪市立大学・西谷敏教授をはじめ愛知県の学者・研究者のみなさんが再度、ブレーメンで「共同セミナー」を開かれたのが第2回と位置付けられ、今回が第3回といえる。大阪では、化学一般関西地本・日本シェーリ

ング労組が会社の不当労働行為、権利侵害との闘いで、30数回にわたる最高裁をはじめとした裁判所・地労委の勝利判決・命令をバックに東京地裁での和解勧告が出た90年秋、いよいよ背景資本のドイツ本社に「本丸攻め」と抗議・要請団を派遣した。当該労組員、担当弁護士と支援する大阪労連傘下の労組幹部ら22人がドイツ到着直後のブレーメン大学関係者との協力要請と懇談やDGB同地方代表者会議では全員一致の決議でIG化学労組を動かし、それらがその後の闘いの勝利に反映し、同時にブレーメン大学との連帯、連携として生かされて今回を迎えた。

ヨーロッパ統合とその影響

『Iヨーロッパ統合とその影響＝ハイナー・ヘーゼラー博士(ブレーメン大学)／マルティン・オスターラント博士(同)』では、近年の国際取引の膨張、競争は西ヨーロッパ、アメリカと日本が主役であったが、西ヨーロッパがEU(ヨーロッパ連合)に代わり、さらに中国、ロシアが加わった五大勢力が支配するだろうとの予言が紹介された。EU加盟国の経済発展の経過では労働者に与える諸影響については否定的観測が出され、統合が政治的・経済的同盟先行で、社会的観点が後に追いやられていたことを強調された。ようやく加盟12カ国中唯一妨害をしてきたイギリスを除いて推進することで一致し、昨年は、難産だったが「ヨーロッパ従業員代表委員

会」の創設に関する指令が決定されている。

しかし「EUが、ドイツの国民や労働者にどのような利益をもたらすのか」などが容易に目に見えないのはわれわれ日本人だけなのだろうか。まだまだ多くの解決をしなければならない国家間の諸問題があるのではとの疑問も感じる。

EUの拡大、経済発展の活性化は、東欧・旧ソ連へと進行し、遠い将来、30ヵ国を超える見通しだが、新たな深刻な問題も予測されている。すでに、これらの国々では主要産業間で競争が激化している。

また農業国に対する膨大な援助金・基金を必要とし、人的資源の発展や産業基盤の機能改善のための社会基金援助は、もっとも遅れている10地域と工業の発展が停滞している約70地域に向けられるが、94年から99年までに目的限定的な財政援助として1兆マルクが予定されている。

1950年以来、地域無視の中央集権政策を特徴としてきたが、93年1月の内部市場での自由な流通、労働者の自由移動を第一歩とし、11月のEU条約では、市民権、地方選挙権、共通の社会・外交・安全保障政策と司法及び国内政策の協力などが今世紀末で達成する。その間すでに国境や国民国家の諸機能の意義が喪失する傾向が生じている。こうして地方レベルの参加権、決定権の認知が新たな発展の可能性を見出している。しかし、各地域の利害は多様で不均衡は正も容易ではなく、後進地域にはこの10年間は経済の持続的発展よりも失敗例が多いという。

日本・ドイツの労働現場の変化

『II日本・ドイツの労働現場の変化＝ヨッヘン・トーレン教授（ブレーメン大学）／ハインツ・ブラウアー研究調査員（IGメタル・ブレーメン支部）／藤田栄史教授（愛知教育大学）』は、ドイツと日本の労働者の実態がリアルに報告さ

れたが、ヨーロッパ諸国におけるトップマネジメントの教育、姿勢の問題では、英・独の違いが目立った。「GM」ドイツ・オベル・アイゼナッハ工場における労働実例は「リーン（虚弱・ドイツでは細っそりした）生産」の実験工場にみるように、トヨタイズムが全面的に取り入れられ最大限労働が強いられていることと、日本では新たな生産システム（組立ラインの分割と「完結工程」、ライン間の「バッファー設置」）が導入されているトヨタの労働者の生々しい実態報告を愕然として聞き、いまさらながら労働組合の役割の重要性を痛感した。

労働・雇用政策と労働法

最後の『III労働・雇用政策と労働法＝平田衛医学博士（大阪府立公衆衛生研究所）／伍賀一道教授（金沢大学）／ライナー・ドンボイス博士（ブレーメン大学）／ローデリッヒ・ヴァースナー教授（同）／西谷敏教授（大阪市立大学）』は、日本側から、医師・研究者の立場でみた労働者の労働・健康実態とその中での問題点から。戦後の健康・安全に関する労働法制の流れは一貫して企業側、大会社向けであり、最近の日経連の規制緩和要求に忠実に応えていること。欧米との比較でも法的拘束力が弱く、企業側を罰する法的根拠も弱いと強調される。健康管理問題では、健康診断、成人病検診はまったくの手抜き状態で、上限のない労働時間規制に超過密労働、24時間社会に向っての職場実態など、人間工学的、疲労研究の成果が反映していないと嘆かれている。規制緩和は、努力義務化、罰則なしの骨抜きと小零細・未組織労働者に適用しないなど労働組合への注文が鋭く提起されている。最近、労働災害・職業病の届け出・認定が少なくなっている状況にも警鐘が鳴らされた。

他方、1970年代後半の第1次石油ショックを

国際・国内動向

経て、80年代のME化からバブル景気を迎えたなかで「雇用の弾力化」は急速に進み、正規男子労働者の削減・抑制から派遣、パートタイマー、臨時雇用者へと低賃金労働者が多数を占める状況に至ったことが数字でも示された。その仕組みは、いずれも法律改正という合法的手段が武器になっていること、バブル崩壊後、新たに起こった労働市場の動向・変化など90年代の特徴も多くの実例、統計数字で示され、95年5月の日経連「提言」についても踏み込んだ分析のもと「悪魔のサイクル」を断ち切る闘いを強調された。

憂慮されるEUでは、規制緩和、労働基準問題とその中での労働法についての報告。経済統合の流れで「ヨーロッパ化」として国外企業との合併が増加し、未開発地域への進出、外国投資も急増した。しかし労働者の共同決定権などは進まなかったが、94年には「ヨーロッパ従業員代表委員会」設立が認められ、情報提供、意見聴取の権利を有した。「ソーシアル・ダンピング」問題への危惧や労働基準及び社会基準の下方への平準化に対する労働者の権利及び保護に関する国内法規定の均一化は英国の脱落で「全会一致」から「多数決原理」に代わりEU委員会の影響力はかなり強まったという。

労働時間では、1週最高48時間などが規定されたが、これらは低水準国へは「上方均一化」になり、ドイツなど高い水準国では法律で規定されるという利点などがある。その他技術面での労働保護でも高いレベルになったが、これらに対する高水準国の企業団体からの競争原理による圧力が目立ってきた。ドイツにおける諸影響は、社会的水準の低下という危険性もあるが、新たなチャンスともとらえている。

最後の日本における労使関係の変化、労働法については、その特徴とドイツとの対照的な傾

向を強調されている。日本では「労働関係を権利・義務の総体からみる」という視点の欠如という鋭い指摘があり、雇用、賃金などにみる企業帰属意識のうえつけが大企業で典型的にあらわれ、日本的労使関係の特徴づけ、まさに日本の労働法の基本的性格がここから規定されるとみる。本来5月の日経連「提言」は、弾力化、規整（制ではなく）緩和による新たな日本型労使関係づくりの要求とみるべきだとされた。

なお、今後の課題では、雇用制限、従業員代表制、裁判制度の改善など6項目をあげられたのが強く印象に残っているが、日本の労働組合の実情からみて、内部での大きな議論を必要とする課題でもあるだろう。

[1995.9.27～28・大阪市立大学文化交流センター]

主催／日本・ドイツ労働者市民友好の会

関西ドイツ文化センター

『日労働問題共同セミナー』テーマ・講演者名

- I ユーロッパ統合とその影響 (Europäische Integration und ihre Auswirkungen)
 1. 「新世界経済秩序におけるヨーロッパ統合の展望 (EUの将来像)」
ハイナール・ヘーゼラー博士 (Prof. Dr. Heiner Heseler)
[ブレーメン大学労働・政治アカデミー]
 2. 「諸地域のヨーロッパ」
マルティン・オスターラント博士 (Prof. Dr. Martin Osterland)
[ブレーメン大学労働・政治アカデミー]
- II 日本・ドイツの労働現場の変化 (Veränderungen am Arbeitsplatz)
 3. 「ヨーロッパ統合下のトップ・マネジメント」
ヨッヘン・トーレン教授 (Dr. Jochen Tholen)
[ブレーメン大学]
 4. 「西ヨーロッパの労働組織の変化——金属産業におけるグループ労働の事例——」
ハインツ・ブラウアー (Heint Brauer)
[IGメタル・ブレーメン支部研究調査員]
 5. 「今日のトヨタイズム——トヨタ生産方式の新段階——」
藤田栄史教授 (Dr. Eiji Fujita) [愛知教育大学]
- III 労働・雇用政策と労働法 (Arbeits- und Beschäftigungspolitik und Arbeitsrecht)
 6. 「日本における職場の健康政策——実態と問題点」
平田衛医学博士 (M.D. Mamoru Hirata)
[大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部]
 7. 「今日の日本における雇用の弾力化と労働市場政策の規

制緩和」

伍賀一道教授 (Dr. Kazumichi Goga) [金沢大学]

8. 「ヨーロッパ統合——規制緩和への道? 国内的規制と超国家的規制との緊張関係のなかでの労使関係と労働基準・社会基準」

ライナー・ドンボイス教授 (Dr. Rainer Dombois)

[ブレーメン大学労働・政治アカデミー]

9. 「雇用の変化、世界的競争の激化、ヨーロッパ統合の影響下のドイツ労働法」

ローデリッヒ・ヴァースナー教授 (Dr. Roderich Wahsner)

[ブレーメン大学]

10. 「日本の経営の変化と日本労働法」

西谷敏教授 (Dr. Satoshi Nishitani) [大阪市立大学]

(徳山記)

(大阪労連顧問・

日本ドイツ労働者市民友好の会世話人)

TUCの現段階と全国最低賃金会議

山中 敏裕

円高と長期不況のもとでリストラがおしすすめられるなか、最賃制についても、財界の側から、「地域別最賃凍結」論、「産業別最賃廃止」論が展開されている。外国の事例として、イギリスの賃金審議会の廃止も紹介されている。賃金審議会は、1992年には、26の産業に設置されて当該産業で働く230万人を対象としていた。この賃金審議会が1993年8月に廃止され、イギリスでは、農業をのぞき、法的な最低賃金が存在しなくなった。しかし、いま、イギリスでは、全国最低賃金の確立にむけた運動がたかまりをみせている。そのひとつのあらわれは、TUCにより開催された「全国最低賃金にむけた議論」と題する会議である。

全国最低賃金会議

会議は1995年7月6日に開催され、その焦点は、政治的なことからではなく労使にかかわることがらにおかれていた。なんらかの決議がなされたわけではなく、広範な議論を組織すること自体に目的がおかれていたようである。参加呼びかけ対象も、TUC加盟労組にかぎらず、使

用者、教会、学者など広範囲におよんだ。当日の会議は、朝9時半から午後4時までで、プログラムの概略は拙稿末尾のとおりである。開会と閉会の挨拶がジョン・モンクスTUC書記長によるものであったことから、TUCによるこの会議の位置づけがうかがえる。TUCにとって、法定最低賃金にむけた議論を強化することが、次回総選挙までの最優先の運動である(開催案内)。94年大会では、可能な限り早期の全国最低賃金の導入が貧困と不平等に取り組むTUCの戦略の不可欠な部分である、と決定されている。全国最低賃金の導入を不可欠なものとして貧困と不平等に取り組む、というところに、今日のTUCを取り巻く状況の第1の特徴がある。

モンクス書記長が述べるには、この会議の特徴は、同名のTUC委託報告書 (*Arguments for a National Minimum Wage*) の発表にあった。イギリスでは道徳的見地からして容認できない搾取がおこなわれており、必要なものは低賃金問題への最良の取組みについての社会的合意なのであって、それゆえにTUCは全国最低賃金の実施について使用者との対話に熱心なのだ